

徳島県情報公開審査会答申第215号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年4月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇〇. 〇. 〇徳島新聞朝刊に係る「〇〇から請け負った業者に対して県が指導した経緯経過が分かる書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月27日、本件請求に係る公文書を次に掲げる公文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

①業務報告書（〇〇における違反転用に対する指導，〇月〇日）

②業務報告書（〇〇における違反転用に対する指導，〇月〇日・〇日）

3 審査請求

平成29年5月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

違反行為に対する指摘と業務報告書であり、当たり前の申請・契約書等なら、住所及び業者名を公表している。全て公開すべきである。これらを隠す行為は、正に枉法行為そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

(1) 本件処分を行った理由

土地所有者の氏名は、条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるため、個人情報部分については非公開とした。

事業者の名称は、条例第8条第2号に該当するため、法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開とした。

(2) 審査請求人の主張に対する説明

違反行為に対する指摘と業務報告書であったとしても、個人の権利は保護されるべきであり、法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益についても公開することによって侵害することが許されるものではない。

(3) 以上により、条例第8条第1号、第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和3年11月15日	審議（第186回審査会）
同 年 12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年1月14日	審議（第188回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件対象公文書は、〇〇から土地造成工事を請け負った特定事業者（以下「本件事業者」という。）が、工事で発生する土石の仮置き場として、農地転用許可を得ていない第三者の農地（以下「本件農地」という。）を使用していたことについて、農林水産政策課が本件事業者及び本件農地の所有者に対し現地指導等を行った旨を記載したものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書として本件対象公文書を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開として本件処分を行ったところ、審査請求人から審査請求が提起されたものである。

当審査会が見分したところ、実施機関は、本件処分において、本件農地の所有者名及び所在地の地番並びに本件事業者の名称（以下「本件非公開情報」という。）を

非公開としているので、以下、これらの情報の非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 農地転用制度について

農地法（昭和27年法律第229号）において、原則として、農地を農地以外の用途に利用する行為である転用を行うためには、都道府県知事等の許可を受けなければならないと規定されている。

違反転用事案があった場合は、必要な指導や勧告等を行い、これに従わない場合においては、都道府県知事等自らが原状回復を行うなどの行政処分等を行うものである。

(2) 条例第8条第1号該当性について

本件農地の所有者名及び所在地の地番については、特定の個人を識別することができる情報である。また、実施機関において、本件農地の所有者名等を公表しているなどの事情も見受けられなかった。

したがって、当該情報は、条例第8条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 条例第8条第2号該当性について

違反転用に対する指導を受けた本件事業者の名称については、これを公開することにより、違反転用に関わった事実が明らかとなり、本件事業者の社会的評価に影響を与えるおそれがあることは否定できない。

本件対象公文書の内容を確認すると、本件事業者については、県の指導に従い必要な措置を講じていることが見受けられ、本件事業者につき当該情報を公開することによる不利益を受忍すべきとまでは言い難い。

したがって、本件事業者の名称は、条例第8条第2号に規定する情報に該当する。

(4) 非公開情報該当性について

以上のことから、本件非公開情報は条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当すると認められる。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書につき、本件非公開情報を非公開とした本件処分は妥当であると判断する。

4 付言

実施機関は、本件処分において、本件農地の所在地の地番についても非公開としていたが、本件請求に係る公文書部分公開決定通知書の「3 公開をしないこととした部分の概要及び理由」に記載されていなかった。

公文書公開請求に係る処分においては、条例第8条各号に規定される非公開情報に該当するとして非公開とした情報については、その全てを当該請求に係る決定通知書に列記し、列記した各情報についてどのような理由で非公開としたのかが分か

るように示すべきものである

今後、実施機関においては、公文書公開請求に対する決定の手続を適正に行うことが望まれる。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	